

「地域農業戦略指針」の改定案について

1. 地域農業戦略指針

水田農業を取り巻く状況が大きく変化する中で、持続性・発展性のある地域農業と活力ある農村集落への再構築を図ることが必要である。

このため、集落の住民みんなが現状・課題を認識し、地域の実情に応じた農業・農村の目指す姿を描き、その実現に向けた活動が展開できるよう、その話合いを促進するための県および市町、JAなどの関係機関向けの「手引書」として策定した。

2. 指針改定の考え方

平成27年の策定以降、指針を活用して集落での話合いや実践活動を推進・支援してきた。

今後も当指針を活用して話合いを進めることとしているが、策定後の情勢の変化や顕在化した新たな課題に対応するため、次期「滋賀県農業・水産業基本計画」の方向性を踏まえつつ、以下の新たな内容を追加（追録）し拡充する形で改定する。

(1)マーケットインの考え方に基づく生産体制づくり

地域農業を継続させるため、厳しい米価の状況を踏まえ、「農家所得の最大化」を意識した作付品目の選定など、需要に応じた生産体制への転換を推進

(2)農業者等の経営継承、集落営農組織の人材確保・育成対策の充実

高齢、後継者のいない農業者等の経営継承対策や、集落営農組織の役員やオペレーターといった人材の確保・育成のため、組織間連携や多様な人材の活用等を推進

(3)農村の活力維持・向上に向けた取組の充実

農家率や集落人口の減少、農業への関心の低下により、集落機能が低下傾向にあることから、多様な人材とのつながりの確保や集落共同活動の継続による地域活性化を推進

(4)新たな技術・取組の推進

スマート農業や女性の農業経営への参画等、新たな技術や取組を推進

(5)新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況下での新たな話合い手法の導入

リモートやサテライト等のweb会議の導入など、感染防止対策を実施しながらの話合いを推進

3. 経過

- 令和2年12月：環境・農水常任委員会報告（指針活用の成果、改定の方向）
- 令和3年3月：環境・農水常任委員会報告（改定原案）
- 令和3年5月：市町・JA等関係機関の意見聴取

4. 今後の予定

- 令和3年7月：環境・農水常任委員会報告（改定案）
- 令和3年10月：指針の改定